

印鑑登録申請書

印鑑登録証引替交付申請書

※旧カードをお持ちでない方は、引替交付申請はできません。

引替交付申請理由

カード仕様変更・き損・磁気不良・その他

(あて先) 三鷹市長

年 月 日

下記のとおり申請します。

1 申請者

住所 東京都 三鷹市 丁目 番 号 電話番号
アパート・マンション名等 ()
フリガナ フリガナ 生年月日
氏名 旧氏 年 月 日

2 窓口に来られた方

本人 代理人 住所
フリガナ 電話番号
氏名 ()
右の欄への記入は不要です。 委任状が必要です。

3 登録印 (印鑑登録をされる方のみ押印してください) ※登録印欄は、印鑑登録申請時のみ使用します。

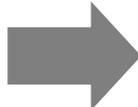
※ 次のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができません
・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏、通称、又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
・職業、資格等の事項をあわせて表しているもの
・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
・印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
・印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
・その他、登録を受けようとする印鑑として適当でないと思長が認めるもの (例: 家紋・イラスト等をあわせて表しているもの)

個人番号カード (住基カード) AP方式用暗証番号変更申請書

複数の証明書で同じ暗証番号 (数字4桁) を設定する場合は下の欄に記入してください。

↓暗証番号の変更を希望する証明書にチェックしてください。

- 印鑑登録証明書
住民票の写し
税の証明書
戸籍の証明書 (第1番号) (第2番号)



4-digit PIN input box

※暗証番号の変更は、令和2年5月末までに個人番号カード又は住基カードにAP方式用の暗証番号設定手続きをした方に限ります。
※本籍地を市外に変更した場合は、戸籍の暗証番号のみ失効します。

※証明書ごとに異なる暗証番号を設定する場合は下の欄に記入してください。

Grid for PIN numbers corresponding to different certificates: 印鑑登録証明書, 住民票の写し, 税の証明書, 戸籍の証明書 (第1番号, 第2番号)

職員記入欄: 仮登録受付/入力, 登録交換変更 (年 月 日, 印鑑番号, 回収ID, 発行年月日, 発行機関, No.), 本登録受付/入力, 番・運・パ・身・愛・自・在・特・外・B・公・経歴 (H24.4.1~) ・印・市 健保・介保・年金・A・保護 学・社・診・キ・ク・通・シハ・他 聴聞, 旧氏印 (申出の有無), 世帯内印影確認 (一人世帯含む), 保証人有 (裏面確認)

◇この申請書は、電子計算組織に記録されます。

**印鑑登録申請・印鑑登録証引替交付申請
AP 方式用暗証番号変更申請についての注意事項**

- 申請は、本人が自ら手続きしなければなりません。
- 疾病その他やむを得ない理由により代理人が申請する場合は、本人が自署又は記名・押印した委任の旨を証する書面（委任状）及び代理人が本人であることを証する書類等（運転免許証等）が必要です。
- 満 15 歳未満の方及び意思能力を有しない方は、印鑑登録の申請はできません。
- 成年被後見人の方は、成年被後見人（法定代理人）と同行して手続きしなければ登録できません。成年被後見人の代理権を確認しますので、成年被後見人の方の登記事項証明書（発行から 3 月以内のもの）の提示が必要です。
- 印鑑登録の申請の際には、「登録する印鑑」の持参が必ず必要です。
- ゴム印、既成及び外枠のない印鑑、同じ世帯の別の方が登録している印鑑等、登録できない印鑑がありますのでご注意ください。
- 旧カードから新カードへの引替交付は、旧カードが必要です。
- 本人以外の方は暗証番号の変更申請はできません。
- 個人番号カード・住基カードは、有効期限があります。

すぐに印鑑登録・暗証番号変更ができる場合

本人が自ら申請に来て、次の書面のいずれかを提示し、その場で本人であることが確認できたとき。

1. 官公署の発行した有効期限内の免許証、許可証又は身分証明書
（本人の顔写真が貼付されたもので、写真に浮き出しプレス、せん孔、公印等による証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるものに限る。）
2. 東京都内の市区町村において印鑑登録を受けている人の保証書
（下部の保証書欄に保証人の署名及び登録済印鑑の押印があるもの）
なお、上記 2 で保証人が三鷹市以外の場合は、発行日が 3 ヶ月以内の保証人の印鑑登録証明書が 1 通必要です。

**すぐに印鑑登録・暗証番号変更が
できない場合（照会書による手続き）**

- ◆ 本人が自ら申請する場合でも、官公署が発行した免許証等又は保証書（上記 1・2 参照）の提示がされないとき。
- ◆ 印鑑登録の申請を代理人に依頼したとき。
以上の場合は、照会書を発送しますので、回答書を照会の日から起算して 30 日以内に持参してください。（代理人が回答書を持ってくる場合は、委任状及び代理人が本人であることを証する書類等が必要です。）

保 証 書

（あて先）三鷹市長 表面の申請者は、本人であることを保証します。
年 月 日

保証人住所：東京都

の 氏名：

年 月 日生

※ この保証書は、必ず保証人となる人が署名・押印してください。

登録済の印鑑

